**○金融庁告示第二十八号**

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第八十条及び第百五十八条の規定に基づき、保険業法施行規則第八十条及び第百五十八条の規定に基づき金融庁長官が定める基準を定める件（平成十二年金融監督庁大蔵省告示第二十二号）の一部を次のように改正し、平成二十七年三月三十一日から適用する。

平成二十七年三月三十一日

金融庁長官　細溝　清史

別表Ⅰ．8．及び9．を次のように改める。

8．十年国債利回り　基準日前の直近に発行された利付国庫債券（10年）の応募者利回り（保険業法第116条第2項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準（平成8年大蔵省告示第48号。以下「告示」という。）第4項に規定する応募者利回りをいう。9．において同じ。）をいう。

9．二十年国債利回り　基準日前の直近に発行された利付国庫債券（20年）の応募者利回りをいう。

別表Ⅰ．に次のように加える。

10．第一号利差率　十年国債利回り及び二十年国債利回りの平均値から基準年度の翌事業年度期首における告示第5項に定める予定利率（同項の表一の第一号保険契約（以下単に「第一号保険契約」という。）に適用されるものに限る。）を減じた率と零のいずれか大きい方をいう。

11．第二号利差率　十年国債利回りから基準年度の翌事業年度期首における告示第5項に定める予定利率（同項の表一の第二号保険契約（以下単に「第二号保険契約」という。）に適用されるものに限る。）を減じた率と零のいずれか大きい方をいう。

12．第三号利差率　十年国債利回りから基準年度の翌事業年度期首における告示第7項に定める予定利率を減じた率と零のいずれか大きい方をいう。

別表Ⅳ．6．を次のように改める。

6．金利は、少なくとも次に掲げる金利シナリオを含まなければならないものとする。

①　十年国債利回り（第一号保険契約（第二号保険契約のうち告示第6項の規定を適用した保険契約を含む。）にあっては、十年国債利回り及び二十年国債利回りの平均値。②において同じ。）を基準年度の金利とし、翌事業年度から5年間にわたり、毎事業年度期首に、第三号利差率（第一号保険契約（第二号保険契約のうち告示第6項の規定を適用した保険契約を含む。）にあっては第一号利差率、第二号保険契約（告示第6項の規定を適用した保険契約を除く。）にあっては第二号利差率。②において同じ。）を5で除した割合ずつ低下し、以降は一定で推移させたもの

②　十年国債利回りを基準年度の金利とし、翌事業年度期首に第三号利差率を2で除した割合低下し、以降は一定で推移させたもの

**○金融庁**
**財務省告示第一号**

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき、平成十五年法務省告示第三号（社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十一日

金融庁長官　細溝　清史
法務大臣　上川　陽子
財務大臣　麻生　太郎

「デクシア　バンク　エヌヴィー　エスエー　ベルギー　ブラッセル　ブールヴァード　パチェッコ　四十四」を「ベルフィウス　バンク　エヌヴィー　イーエスエー　ベルギー　ブラッセル　ブールヴァード　パチェッコ　四十四」に改め、ビーエヌピー　パリバ　エスエーの項の次に次のように加える。

スタンダード　チャータード　バンク　英国　ロンドン市　ベージングホール　アベニュー　一

**○消費者庁告示第三号**

家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）第三条第一項の規定に基づき、繊維製品品質表示規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

消費者庁長官　板東久美子

繊維製品品質表示規程の一部を改正する告示

繊維製品品質表示規程（平成九年通商産業省告示第五百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「取扱い絵表示」を「取扱い表示」に、「L〇二一七」を「L〇〇〇一」に、「2・2」を「3」に改める。

第三条第二号中「洗い方、塩素漂白の可否、アイロンの掛け方、ドライクリーニング、絞り方及び干し方」を「洗濯処理、漂白処理、乾燥処理、アイロン仕上げ処理及び商業クリーニング処理」に、「取扱い絵表示」を「取扱い表示」に、「L〇二一七」を「L〇〇〇一」に、「4・3に規定するところにより表示するもの」の場合において、同規格の2・2の表1（洗い方（水洗い））の番号一〇一の記号を用いるときは、当該記号中の数字は当該繊維製品が耐えるものである液温である旨を付記するもの」を「4・4に規定するところによるもの」の場合においては、日本工業規格L〇〇〇一の附属書Aの表A・2から表A・8までに掲げる試験方法により得られた結果又はこれと同等のものに基づき、適正な取扱い表示を選択するもの」に改める。

第七条の二第一項中「取扱い絵表示」を「取扱い表示」に改める。

第九条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

別表第七を次のように改める。

**別表第七**（第七条の二関係）

| | |
|---|---|
| 一　日本工業規格L〇〇〇一の3・2の表1（洗濯処理の記号）の記号番号一〇〇及び3・6の表7（ウエットクリーニング処理の記号）の記号番号七〇〇の取扱い表示 | 水洗い処理 |
| 二　日本工業規格L〇〇〇一の3・6の表6（ドライクリーニング処理の記号）の記号番号六二〇又は六二一の取扱い表示 | 石油系法ドライクリーニング処理 |
| 三　日本工業規格L〇〇〇一の3・6の表6（ドライクリーニング処理の記号）の記号番号六一〇又は六一一の取扱い表示 | パークロロエチレン法ドライクリーニング処理 |
| 四　日本工業規格L〇〇〇一の3・6の表6（ドライクリーニング処理の記号）の記号番号六〇〇の取扱い表示 | パークロロエチレン法ドライクリーニング処理及び石油系法ドライクリーニング処理 |

**附　則**

（施行期日）

1　この告示は、平成二十八年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行前にされた繊維製品の品質に関する表示については、改正後の繊維製品品質表示規程の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。